

三幸の園認知症対応型デイサービスセンター 重要事項説明書

当事業所は利用者に対して指定認知症対応型通所介護・指定介護予防認知症対応型通所介護サービス（以下「認知症対応型通所介護サービス等」といいます。）を提供します。事業所の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明します。

1. 事業所・事業者の概要

（1）名称等

事業所の名称	三幸の園認知症対応型デイサービスセンター
事業所の種類	認知症対応型通所介護
介護保険事業所番号	静岡県浜松市指定 2277100174
事業所所在地	〒432-8068 浜松市西区大平台一丁目 34 番 30 号
事業所の補足事項	特別養護老人ホーム三幸の園 同敷地内にあります
電話番号・FAX番号	053-485-1136 ・ 053-485-5428
管理者（事業所長）	二橋 慶二
指定年月日	平成12年 4月1日
法人種別及び名称	社会福祉法人 さんこうかい 三幸会
法人代表者氏名	理事長 竹村 寿文
法人設立年月日	昭和48年12月20日

（2）職員の概要

令和3年 8月1日現在

職種	職員数	勤務形態	保有資格の内容
管理者	1名	常勤兼務	社会福祉主事
相談員	1名	常勤専従	介護福祉士・介護支援専門員
介護職	1名 2名	常勤専従 常勤兼務	介護福祉士
機能訓練指導員	1名	非常勤専従	柔道整復師

2. サービスの提供日・時間・定員

認知症対応型 10名	(月)～(金) 10:00～16:00 (祭日は通常通り営業) (土)(日)は休日 12月31日～1月2日は休日
------------	--

3. サービス利用料金

(1) 要介護者

利用者は、認知症対応型通所介護サービス等に要する費用は、原則として負担割合証に記載のとおり1割（一定所得以上の利用者は2割または3割）を支払います。

（1日当たりの自己負担：単位数）6時間以上7時間未満

要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
788	874	958	1,040	1,125
※新型コロナウイルス感染症に対応する特例的な評価として 基本報酬に0.1%上乗せ（令和3年9月末まで）				
サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 18				
個別機能訓練加算（Ⅰ） 27				
個別機能訓練加算（Ⅱ） 20/月				
入浴加算（Ⅰ） 40				
科学的介護推進体制加算 40/月				
若年性認知症利用者受入加算 60				
同一建物減算 -94				
介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 総単位数に104/1000を乗じる				
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 総単位数に31/1000を乗じる				

※浜松市は地域区分が「7級地」であるため、上記表の単位数に10.17を乗じた金額の1割（一定以上の所得のある利用者は2割または3割）が自己負担となります。

注・サービス提供体制強化加算は職員体制により変動があります。

・口腔機能向上加算と栄養改善加算は月2回を限度とさせていただきます。

(2) 介護予防（要支援）者

利用者は、認知症対応型通所介護サービス等に要する費用は、原則として負担割合証に記載のとおり1割（一定所得以上の利用者は2割または3割）を支払います。

（1日当たりの自己負担：単位数）6時間以上7時間未満

要支援 1	要支援 2
683	761
※新型コロナウイルス感染症に対応する特例的な評価として 基本報酬に0.1%上乗せ（令和3年9月末まで）	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 18	
個別機能訓練加算（Ⅰ） 27	
個別機能訓練加算（Ⅱ） 20/月	
科学的介護推進体制加算 40/月	
若年性認知症利用者受入加算 60	
同一建物減算 -94	
介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 総単位数に104/1000を乗じる	

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 総単位数に 31/1000 を乗じる

※浜松市は地域区分が「7級地」であるため、上記表の単位数に 10.17 を乗じた金額の 1 割（一定以上の所得のある利用者は 2 割または 3 割）が自己負担となります。

注・サービス提供体制強化加算は職員体制により変動があります。

（３）介護保険の給付対象とならないサービス

介護保険の給付対象とならない以下のサービスは利用料全額が契約者の負担となります

①食事の提供代（おやつ含む）	昼食代 1 日	5 4 0 円
②入浴タオルセット	1 回	5 0 円
③教養娯楽費（手芸材料費等）	月	3 0 0 円
④オムツ代（希望者）	リハビリパンツ 9 0 円	尿取りパッド 2 0 円
⑤口腔用品（希望者）	ハミングット（口腔ケア用ブラシ）	3 0 円

4．認知症対応型通所介護サービス等内容

①入浴：希望の方に入浴、清拭を行います。車椅子の方でも機械浴槽を利用することが出来ます。

②排泄：トイレ誘導、オムツ交換等、排泄の介護を致します。

③食事：自立に向け、利用者の状態に合わせた介護を致します。

以下のサービスは、（介護予防）認知症対応型通所介護計画に基づき実施致します

- | | |
|--------------|--|
| ①個別機能訓練 | 個別の機能訓練計画書を作成し、利用者の状態に合わせた計画に基づく機能訓練を実施致します。 |
| ②口腔機能向上 | 看護師による口腔機能改善のための計画書を作成し、これに基づく適切な口腔ケアを提供致します。 |
| ③栄養改善 | 低栄養状態や、そのおそれのある方に管理栄養士が利用者 に合った栄養ケア計画書を作成し、計画に基づく適切な援助を提供致します。 |
| ④若年性認知症利用者受入 | 6 5 歳未満の認知症のある利用者が対象です。 |

5．料金の支払方法

料金の支払は、月ごとの精算でお願いします。毎月 1 5 日までにご利用頂いた認知症対応型通所介護サービス等の利用料金請求書を送付致しますので、月末までにお支払い下さい。支払方法は、口座引き落とし、現金支払いのどちらかをお選びください。

（口座引き落とし日は毎月 1 8 日です）

6．キャンセル料

利用者の都合により認知症対応型通所介護サービス等をキャンセルした場合は、下記料金を頂きます。

ご利用日の前日 1 7 時 3 0 分までにご連絡を頂いた場合	無料
前日 1 7 時 3 0 分以降にご連絡を頂いた場合	5 4 0 円（食材料費相当分）

7. 認知症対応型通所介護サービス等利用の留意事項

サービスを利用するにあたり、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に報告して頂く事により、心身の状況に応じたサービスの提供を致します。

8. 送迎に関する留意事項

原則として、玄関から玄関までの送迎を致します。身体的、環境的等の事情がある場合は、ご本人・ご家族様と話し合いを行い当施設で提供できる範囲内のサービスを提供させていただきます。

お迎えの時間は書面又は連絡帳及び電話にて連絡致します。道路状況、天候等でやむをえ得ず遅れる場合がございます。

9. 非常災害・避難対策

サービス利用中に地震、火災、水害等の非常災害が発生した場合は、利用者の避難等適切な措置を講じます。

災害の状況により事業所で避難待機していただく場合や、自宅にお帰り頂く場合があります。事業所からの送迎が無理な場合は、利用者家族に迎えを依頼する場合があります。

また、非常災害時を想定した避難訓練や一次避難所への避難経路の説明を定期的に行います。

10. 事故防止・損害賠償責任

当事業所は事故防止に努めます。

万が一、認知症対応型通所介護サービス等実施中に事業者の責に帰すべき事由により利用者に生じた事故等については損害賠償する責任を負います。但し、ご利用者に故意又は過失が認められる場合は損害賠償されない場合があります。

11. 利用状況、個人記録等書類保存年数

利用開始から利用終了までの介護記録、利用状況記録等の書類は利用終了日より3年保存します。

12. 社会生活上の便宜供与

経営理念・施設理念の下、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、ボランティアの慰問、近隣地区の小学校・中学校・高等学校からの福祉体験学習や職業訓練などを受け入れ、世代間交流を促進しています。

社会における将来の福祉候補生として、近隣地域の高等学校・専門学校・大学・資格免許養成校からの福祉実習を受け入れ、福祉・医療・栄養・機能訓練などの教育学習の場として提供しています。

13. 苦情処理

当事業所の認知症対応型通所介護サービス等について、いつでも苦情を申し立てることが出来ま

す。ご利用者は当事業所に苦情を申立てた事により、何らの差別待遇を受けません。サービスに関する事、利用料金に関する事など、お気軽にご相談下さい。

< 苦情相談窓口 >

苦情受付担当者 山内 理絵 電話 (053) 485-1136

苦情解決責任者 中西 崇仁 電話 (053) 485-5006

苦情ボックスを施設玄関入口に設置しています

< 第三者委員 >

野島 康雄 電話 (053) 485-5835

鈴木 敏郎 電話 (053) 433-1006

< 行政機関その他苦情受付機関 >

浜松市役所介護保険課 電話 (053) 457-2374

浜松市西区役所長寿保険課 電話 (053) 597-1119

浜松市中区役所長寿保険課 電話 (053) 457-2324

浜松市南区役所長寿保険課 電話 (053) 425-1572

静岡県福祉サービス運営適正化委員会 電話 (054) 653-0840

国民健康保険団体連合会 (苦情相談室) 電話 (054) 253-5590